

ご説明資料

令和6年8月

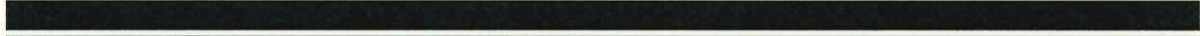
ヒアリングでの主な質疑・やりとりについて(1/12)

審査委員会からの質問・コメント等の内容	大阪府市/IR事業者からの回答
(冒頭:大阪府市より)	・令和5年度は、本年度夏頃の準備工事の着工、来年2025年春頃の建設工事の着工に向け、資金調達とIR施設の設計が、主な取組内容となっている。建設コスト上昇等の影響により事業費増加への対応等が必要となったものの、中核株主、金融機関や少数株主の尽力により、融資契約、株主引受契約の締結に至ることができ、計画工程に沿って事業が着実に進捗していると認識している。非常に大規模かつ複雑な施設群を建築していくので、複雑かつ困難な調整・協議も見込まれるが、IR事業者ともしっかり連携して調整していきたい。また、液状化対策についても、大阪府市が設置した専門家会議において対策内容を取りまとめ、昨年12月から工事に着手している。大阪府市としては、区域整備計画に沿って着実に事業を推進できていると認識しており、引き続きIR事業者とも連携し、IRの早期実現に向けて取組を進めてまいりたい。
【目標の達成状況 (1):国際的なMICEビジネスを展開すること】 ・客観的な指標がないため、目標のうち部分的にどこまで進んだかがわからないので、何らかの指標があったらよいのでは。	・大阪・関西の経済活性化、都市魅力の向上、我が国のMICE開催件数の増加やMICE競争力の向上など、IRを開業して初めて実現する内容であるため、設計を進める現時点においては、具体的な指標を用いて評価することは難しいと考えている。開業後においては、取組状況イ 経済的社会的効果①観光への効果に記載した国際会議の開催件数(約485件/年)及び国際的規模の展示会等の開催件数(約46件/年)は指標になり得るものとする。
【目標の達成状況 (1):国際的なMICEビジネスを展開すること】 ・「基本設計を経て詳細設計に着手」とあるが、基本設計は100%完了したということでしょうか。	・基本設計及び実施設計は一連の設計作業として進めているものであり、現時点において、設計内容は確定しておらず、引き続き各種検討・協議や設計作業が継続しているところだが、基本設計フェーズとして基本的な検討事項や行政協議等を一定完了した上、その内容を踏まえて詳細設計のフェーズに移行している。
【目標の達成状況 (1):国際的なMICEビジネスを展開すること】 ・集客に関する戦略については開業3年前から開始ということであるが、MICEの誘致に関する戦略についても3年前から開始するということか。MICEの特性を活かして少し早めから動いてほしいと思う。	・ご指摘のとおり理解している。IR事業者として大阪府市に選ばれる段階からMICE主催会社と接触しながら議論を進めている。今後は施設の開業時期を踏まえ、MICE主催者との議論を継続し、3年という期間にこだわらずMICE誘致を進めたい。
【目標の達成状況 (2):世界中から観光客を集めること】 ・単に世界中から集客するのではなく、(頭数をそろえるということよりも)どのようなタイプの訪日外国人客にターゲットを絞るのか(富裕層以外にもターゲットがあれば)について計画を立てておく必要があるのでは。	・地の利を生かしてアジア圏からの集客を図るばかりでなく、欧米豪をはじめ幅広い国・地域からも富裕層、ビジネス客やファミリー層などの幅広い来訪者を惹きつけ、楽しませることができるコンテンツを磨き上げ、各属性に訴求するマーケティングやプロモーション活動等の工夫を行っている。 ・具体的な計画については、開業3年前から検討を始める想定だが、IR事業者としてはスケジュール的に十分と考えている。(また、開業3年前からの検討は、海外で計画策定する通常のスケジュールよりも、早いものとなる。)

ヒアリングでの主な質疑・やりとりについて(2/12)

審査委員会からの質問・コメント等の内容	大阪府市/IR事業者からの回答
【目標の達成状況 (3): 来訪客を国内各地に送り出すこと】 ・どのように関西以外の日本各地へ送客するのかという戦略を今のうちに練っておく必要があるのではないか。	・2023年度は設計を進めるフェーズ(設計段階)であるため、富裕層の集客等に関する具体的な検討については開業準備段階(開業の概ね3年前から開業まで)、ないしは、運営段階(開業後)において検討する想定である。 少数株主も含め、送客に関する直接のノウハウをもつ関西の交通事業者等とは計画段階から既に連携を始めている。
【取組の状況 (イ): 経済的社会的効果】 ・経済効果を効率的に高めるためには、単に訪日外国人客の頭数を集めるだけではなく、特に富裕層をいかに集客するかといった戦略を今のうちから練っておくべきではないか。	・2023年度は設計を進めるフェーズ(設計段階)であるため、富裕層の集客等に関する具体的な検討については開業準備段階(開業の概ね3年前から開業まで)、ないしは、運営段階(開業後)において検討する想定である。 ・MGMIは、膨大な顧客ネットワーク、世界のVIP及び富裕層の信頼を獲得してきたホスピタリティ・ノウハウを有しており、ロイヤルティプログラム、富裕層ネットワークを活用したマーケティングにより上記の時点において具体的な検討を開始したとしても、遜色無く対応可能であると考えている。
【取組の状況 (ウ): IR事業を安定的・継続的に運営できる能力及び体制】 ・委託契約や融資契約はおおよそ全体の何%ぐらい終了したか。それは計画通りの進捗状況であったか。	・現時点で必要とされる委託契約については全て締結済であるが、今後もプロジェクトの進捗に応じて必要となる委託契約を順次締結していく予定である。 ・また、調達予定の全額について、融資契約を締結済。
【取組の状況 (エ): カジノ事業の収益の活用】 ・カジノ事業からの収益は持続可能なIRのために必須のことなので、他の国外地域のカジノと差別化を図り、有害な影響を出さないという制約の下にいかに収益を上げるかという戦略を今のうちに考えていただきたい。	・大阪IRは民設民営事業であり、そのため株主はIRの長期的な財務の安定性に細心の注意を払っていく。中核株主であるMGMIは、米国やマカオ等の施設運営を通じて、ギャンブル依存症対策や治安・風俗環境の維持等、有害な影響対策を講じながらも、財務的に安定したIR運営を行ってきた実績がある。大阪においても、有害な影響を出さないという制約の下でいかに収益を上げるかという観点において、有効な戦略を構築し、持続可能なIRを実現していくことが可能であると考えている。現行の戦略として、詳細設計段階等を通じて事業の差別化を図っていくが、マーケティング等その他の戦略は開業3年前頃に開始する。なお、諸外国のIRとの間で競争優位性を確保していくためには、民間事業者ならではのスピード感や経営上のノウハウ・アイデアが十分発揮できるよう、国際競争力を踏まえた制度運用も重要となってくる。
【取組の状況 (エ): カジノ事業の収益の活用】 ・現時点で非該当と思われるが、「継続的に非カジノ事業の施設やコンテンツの魅力を維持・向上」、「長期的に非カジノ事業の収益増加をめざす」といった計画の定性的な記述内容自体について、具体性には欠けるため、少なくとも将来的には、例えば計数によって、カジノ事業・非カジノ事業の収益や、非カジノ事業への投資額、既存計画からの改善等を示される必要があるのでは。	・現時点における再投資の想定は区域整備計画(評価基準24)でお示ししたとおりであるが、将来的な投資額や配分は、将来時点の顧客のニーズやトレンド等も踏まえて決定していくものと考えている。まずは区域整備計画に沿ってIR開業を着実に実現した上で、長期的には非カジノ事業の収益増加をめざし、ご指摘の点も踏まえて事業を進めていく。

ヒアリングでの主な質疑・やりとりについて(3/12)

審査委員会からの質問・コメント等の内容	大阪府市/IR事業者からの回答
【取組の状況（オ）：カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除等】 「ギャンブル等依存が疑われる人等」の実測値を把握した後は、その内容を精査することにより一層注力していただきたい。	・「ギャンブル等依存が疑われる人等」の割合については、短期的な施策の効果が見れにくい傾向があることから、継続的に調査を実施し、中長期的な視点で推移を注視していく必要があると考えている。 ・併せて、施策の効果をより正しく把握できるような指標や調査方法についても、有識者の意見等を踏まえながら検討を行っている。
【要求基準7：カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除等】 「IR事業の実施に係る～定款、反社会的勢力排除のための行動指針、業務プロセスに係る内部統制資料等を作成した。」という記述があるが、この「内部統制資料等」の提出が必要だと思う。	・反社会的勢力排除の取組に関する業務プロセスに係る資料として、委託先選定フローを作成している。   
【要求基準10：IR区域と国内外の主要都市との交通の利便性】 バスターミナルについては関西交通事業者等との協議だけではなく、今後は関西以外のバス事業者（たとえば遠方の貸切バス事業者）からの意見聴取なども進めるべきでは。	・関西の事業者は、関西近距離の交通網だけでなく、広域の交通網に関しても、直接・間接的にネットワークを有しており、まずはそれら事業者との連携を予定している。
【要求基準10：IR区域と国内外の主要都市との交通の利便性】 要求基準10、評価基準16について、施設のデザインを行う際に、遠方からの長距離移動で疲れた客のニーズをくみ取れるような視点をもった、関西以外の事業者にも依頼するということがあり得るのではないかとことを気にしている。	・関西の交通事業者の中にも全国レベルで事業展開している事業者もいるので、遠方から移動してくる客のニーズについても必要十分な情報を得ていると考える。
【要求基準11：カジノ事業の収益がIR事業に活用されることにより、IR事業が一の事業者により一体的かつ継続的に行われること】 ・【認定都道府県等が実施した取組】に記載の、認定都道府県と融資金融機関による「直接協定（令和6年3月29日）」において、潜在的な株主交代を含めて、「一体的かつ継続的」な運営に支障がないか確認をしたい。	・株主交代を含め、IR事業はIR関係法令等に基づく多岐の規制・手続を遵守の上実施するものであるところ、ご指摘のような懸念は当たらないものとする。

ヒアリングでの主な質疑・やりとりについて(4/12)

審査委員会からの質問・コメント等の内容	大阪府市/IR事業者からの回答
【要求基準11:カジノ事業の収益がIR事業に活用されることにより、IR事業が一の事業者により一体的かつ継続的に行われること】 ・直接協定については、大阪府市も標準的な形式に従って締結されていると思うが、事業の性質に鑑みて、事業継続のため株主変更が発生すれば「一体的かつ継続的な運営」に影響すると考えるが、どう対処するのか。金銭消費貸借契約書に付随する書類だと思うので、国に提出した方がいいのではないか。	・大阪府市としては提出可能であるが、金融機関との合意が必要である。法令上、提出が義務づけられた書類ではないため、これまで提出はしていなかったもの。なお、金融機関がステップインを行う場合には、IR整備法上、株主変更も含めて区域整備計画の変更の手続きが必要であり、直接協定上も、金融機関の完全裁量で株主交代が進むという仕組みにはなっていない。
【要求基準11:カジノ事業の収益がIR事業に活用されることにより、IR事業が一の事業者により一体的かつ継続的に行われること】 ・「事業戦略を効果的かつ効率的に実行できる組織体制を構築した」と記載があるが、何をもって「事業戦略を効果的かつ効率的に実行できる組織体制を構築した」と判断されたのか。	・IR事業者の代表取締役2名のうち、高橋豊典は国内の不動産開発・運営事業に関する豊富な知見を、エドワード・バウワーズはラスベガスをはじめとしたIR施設の開発・運営の豊富な知見を有している。また、中核株主であるMGM及びオリックスと、デベロップメントマネジメント等の契約を締結し、両社が有する能力や専門性を活用できるような体制を構築している。こうした体制のもと、経営に関する基本方針や業務執行の決定については、現状は都度代表取締役2名による合意をもって行うことにより、両代表取締役間の専門性・知見を融合し、適時適切かつ、相互牽制のきいた意思決定及び業務執行を行い、設置運営事業の一体的かつ継続的な実施を確保している。
【要求基準18:IR区域の整備による経済的社会的効果及び効果の根拠】 ・「認定区域整備計画における推計の前提となる市場環境の予測に変更がないこと及び各種需要推計の見直しが必要となるような事象が生じていないことを確認した。」について、今後の需要の上振れ、下振れリスクを考慮した多様なシナリオを十分に考えているか。	・評価基準21に記載の通り、IR事業単体で財務の状況が悪化するケースとして需要の低迷について検討は行っているが、経済波及効果についてはケースを分けた検討は行っていない。経済波及効果は一定のインプットに基づいた理論上の試算値である。なお、需要の増減が発生した場合、それら増減に伴って変化した消費単価等についても変化が生じ、波及効果についても増減することが想定される。
【要求基準18:IR区域の整備による経済的社会的効果及び効果の根拠】 ・「外国人を含む観光客のマーケティング、送客サービス等に知見を有する観光事業者」「外国人来訪客の集客に実績を有する観光事業者やコンテンツ事業者等」とあるが、整備するホテルの客層、特に、富裕層、に応じた知見・経験を有する観光事業者等であるかについて確認したい。	・観光事業者として、富裕層を含む観光客のマーケティング、送客サービス等に知見を有する先と、適宜、協議を実施している。

ヒアリングでの主な質疑・やりとりについて(5/12)

審査委員会からの質問・コメント等の内容	大阪府市/IR事業者からの回答
【評価基準1:コンセプトが明確で優れていること】 ・コンセプトの確立と各IR施設の詳細設計があまり関連性を持って書かれていないように見受けられた。一例でいいのでコンセプトが詳細設計にどのように関連しているか示していただきたい。	・一例として、ウォーターステージ、結びの庭、噴水の配置などをひとつの軸線上に配置することで、海から水をIR敷地内に引き込む様な計画としている。 ・また、軸線に対比させながら中央の「結びの庭」を囲うような施設配置計画を行っており、個性的な建築群と水とみどりが一体的な景観となる「結びの水都」を空間全体で具現化することを目指して計画を進めている。
【評価基準6:重要な国際会議等に対応できる、優れたクオリティを持つこと】 ・規模に関する記述はあるが、クオリティに関する記述が乏しいように思われる。優れたクオリティの例としてどのようなものが挙げられるか。	・国際会議はあらゆる形の開催手法があり、展示場が併設されることで、大規模な併設展示会も開催可能であり、また上質な宴会場を保有することで、既存の国内のMICE施設では対応できない様々なニーズに対応が可能である。 ・MICE施設内には、MICE専用キッチンを設置することで、来場者の属性や主催者のニーズに応じた料理の提供が可能であり、一般的なMICE施設と一線を画したバンケットサービスの提供が可能である。 ・MGMIにおいて大規模イベントを運営している専門チームとのヒアリングをしながら、オールインワンMICEにふさわしいネットワーク構築や通信設備の設置、柔軟な会場レイアウトやデザインなどの要素を詳細設計に取り入れている。更に国内で協力関係にあるPCOからは国際会議に必要な慣習等についてアドバイスを受けることにより、高いクオリティのサービスを提供できるよう設計を進めている。
【評価基準7:MICEのターゲットが明確で、誘致等に必要な体制及びノウハウを備えていること】 ・IR事業者が国際的なプレゼンスを発揮していることは書かれているが、それが大阪IRにどのように活かされるようにしようとしているのか。	・MGMIはPCOとの提携に加え、国際的に多くのMICE顧客との接点を有しており、MGMIのMICEチームがこれら顧客とのイベント開催の可能性について既に協議を始めている。MGMIのこの分野での専門知識は、大阪IRにおける国際競争力を有するMICE施設の形成に大きく寄与すると考えている。

ヒアリングでの主な質疑・やりとりについて(6/12)

審査委員会からの質問・コメント等の内容	大阪府市/IR事業者からの回答
【評価基準7:MICEのターゲットが明確で、誘致等に必要な体制及びノウハウを備えていること】 ・「また、大阪IRの国際会議場施設・展示等施設の設計と並行して、MICE誘致・創出のパートナーである旅行代理店、PCO等と協議を行い」とあり、PCOはよくわかるが、旅行代理店が「MICE誘致・創出」にどんな役割を果たすと想定されているのか？IIに関わる旅行者（海外支店でIを積極的に扱っている本邦の旅行会社等）のことが。	・旅行代理店は国内外の法人顧客と強いリレーションを有し、また在外支店や海外エージェントとのネットワークにより、大規模な企業ミーティング（製薬会社・金融機関セミナー等）やインセンティブツアーの誘致運営の実績を有している。そのため、旅行代理店各社と密に連携することで、イベントの掘り起こしが可能となる。
【評価基準7:MICEのターゲットが明確で、誘致等に必要な体制及びノウハウを備えていること】 ・「旅行代理店」という言葉の使い方について、観光分野では旅行業法上でも規定されているように、他人の作ったものを代理で販売する業者（＝旅行業法上の旅行者代理業者）という意味で使われる。おそらく第1種旅行者のことを「旅行代理店」と表現しているかと推察するが、旅行者としての旅行会社のことを指して表現するのは不適切であることを指摘したい。	・ご指摘のとおりで理解が足りていなかった。実際にDMOに社員を派遣している先等、旅行商品を造成している旅行会社と議論している。
【評価基準13:コンテンツ等が国際競争力と高いクオリティを有し、幅広い人々が楽しめることとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること】 ・経済効果をより大きくするために富裕層向けのコンテンツを早めに検討するべきでは。	・2023年度は設計を進めるフェーズ（設計段階）であり、コンテンツの具体的な検討については開業準備段階（開業の概ね3年前から開業まで）、ないしは、運営段階（開業後）において検討する想定をしている。 ・MGMは膨大な顧客ネットワーク、世界のVIP及び富裕層の信頼を獲得してきたホスピタリティ・ノウハウを有しており、ロイヤルティプログラム、富裕層ネットワークを活用したマーケティングにより、上記の時点において検討を開始したとしても、遜色無く対応可能であると考えている。
【評価基準14:IR全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスがとれていること】 ・（計画に記載のとおり）カジノ施設が外見上あまり目立たないように設計されることを期待する。	・カジノ施設はMGM大阪の建物の内部からアクセスするため、建物外観上には現れない。また、エントランスを8か所に限定することに加えて、カジノ施設外部からカジノ行為区画内が見えない様に配慮した計画となっている。なお、諸外国のIR施設と同様、カジノ施設への誘導サイン、サインージ等は共用部分に設置される。
【評価基準16:交通アクセス改善やインフラ整備等の施策が効果的であること】 ・関西及びその周辺の事業者だけではなく、直接・間接的にIRを利用する他の地域の交通事業者へのヒアリングなども行なわれるべきでは。	・関西の事業者は、関西近距離の交通網だけでなく、広域の交通網に関しても、直接・間接的にネットワークを有しており、まずはそれら事業者との連携を予定している。

ヒアリングでの主な質疑・やりとりについて(7/12)

審査委員会からの質問・コメント等の内容	大阪府市/IR事業者からの回答
【評価基準20:IR事業者等が業務遂行能力を有し、適切な役割分担であること】 ・「2社が有する専門人材による支援体制」との記載に関連し、合同会社日本MGMリゾート自体も、米国親会社の支援を前提としていると思われ、その確保が重要と思われる。	・日本MGMリゾートはMGMリゾート・インターナショナルの専門人材と日常的に会議(電話会議含む)を行っており、また、高頻度で来日しており、常に専門知識やノウハウが施設設計や運営計画に反映される体制としている。 ・更に、MGMリゾート・インターナショナルから、日本MGMリゾートの役職員に兼任・出向者も迎えており、専門人材が日本に常駐できる体制の構築・拡充準備整備に向けて準備をしている。 ・また、開業が近い時期になれば、米国親会社から各分野の専門家を、開業準備のために派遣することも想定している。
【評価基準21:財務面からみて安定的で、業績が下振れした場合でも長期的に事業を継続できること】 ・建設コストの上昇や金利の上昇が今後見込まれるため、長期的視点に立った対策を事前に講じておくべきでは。	[Redacted]
【評価基準21:財務面からみて安定的で、業績が下振れした場合でも長期的に事業を継続できること】 ・「財務状況を悪化させるリスクについては、引き続き、リスクの状況の把握に努め」と記載されているが、令和5年度において、どのような方法でリスクの状況把握を実施したのか確認したい。	・令和5年度は、設計及び行政協議を実施している段階であり、財務の状況に悪影響を及ぼす災害等の事象は発生していないが、SPCの財務状況の管理として、年度中の設計委託等の想定費用を算出し、必要となる資金については合同会社日本MGMリゾート及びオリックスの2社の出資により適切に調達を行っており、資金拠出に問題が生じないことは確認できている。
【評価基準21:財務面からみて安定的で、業績が下振れした場合でも長期的に事業を継続できること】 ・金銭消費貸借契約が確定したところ、業績の下振れ時でも、キャッシュフロー計画に基づいて、財務の安定性や負債返済能力に関しても問題なく、契約の履行に支障が生じないことを確認したい。	[Redacted]

ヒアリングでの主な質疑・やりとりについて(8/12)

審査委員会からの質問・コメント等の内容	大阪府市/IR事業者からの回答
【評価基準21：財務面からみて安定的で、業績が下振れした場合でも長期的に事業を継続できること】 ・今回確定した金銭消費貸借契約に基づいて、キャッシュフロー計画によって各種の財務指標が問題ないという確認が必要だと思う。現時点においては、直ちにデフォルトが起きる事態が想定されていないことは理解しているが、そのことを確認できる目安が必要である。確認できる資料の提出を検討いただきたい。	
【評価基準21：財務面からみて安定的で、業績が下振れした場合でも長期的に事業を継続できること】 ・締結したダイレクトアグリーメント(＝直接協定)がステップインライト(＝介入権)を含んでいるが、そのステップインライトの行使は、株主構成を直接変えるものではないという理解でよいのか。	・金融機関はステップインライトの行使により株主構成を変更し得るが、IR整備法上も、株主変更時に必要となる区域整備計画の変更認定その他の前置されるべき法令等に基づく手続等の履践なしに、金融機関の裁量だけで第三者を選んだり株主を交代させたりすることはできないものと認識している。直接協定においても、この点は明確に規定している。
【評価基準21：財務面からみて安定的で、業績が下振れした場合でも長期的に事業を継続できること】 ・そういう形でステップインライトの実効性が担保されているという理解でよいのか。	・実効性は確保している。一般的なプロジェクトファイナンスと同様に、資産、株式、事業関連契約上の権利等については、金融機関が担保権設定等を行うことになる。
【評価基準22：防災・減災や、安全の確保、感染症対策等の取組が適切に講じられること】 ・「非自然災害」に含まれるのかもしれないが、テロ防止などのセキュリティ関連の記述が少ないように思われる(たとえば警察庁との協議など)。	・セキュリティ関連については、MGMのサーベランスチームからの助言のもと、建物設計段階において必要となる防犯カメラ設置位置の検討等を行っている。最終的な位置の決定や機器の仕様など、より詳細な内容については、開業準備段階(開業の概ね3年前から開業まで)、ないしは、運営段階(開業後)において検討することを想定している。また、総合防災センターを中核とした強固な警備体制を構築し、IR区域全体の統括管理を行う計画になっている。また、最新の警備システムや設備の導入の検討を、MGMのセキュリティチームおよび国内の警備コンサルからの助言のもと進めている。加えて、建物設計に関しては大阪市消防局との会議を必要に応じて行っており、今後は警察等関係機関との連絡体制も構築していく。

ヒアリングでの主な質疑・やりとりについて(9/12)

審査委員会からの質問・コメント等の内容	大阪府市/IR事業者からの回答
【評価基準22: 防災・減災や、安全の確保、感染症対策等の取組が適切に講じられること】 ・報告書に記載の通り、将来的な保険の付保の適時の確認が重要である。	・保険の付保については、事業の進捗に合わせ、今後、検討を進めていく。
【評価基準23: 地域との良好な関係構築があること】 ・府民への理解を進めるための取り組みは大阪府市において説明会などで行なわれているようだが、これらにIR事業者はどのように関わっているか。	・各中核株主では、大阪IRに関する肯定的・否定的なコメントについて、ソーシャルメディアを含む各種メディアをモニターしており、広報チームにて、これら情報を評価したうえで、必要に応じて今後の検討にも活用していく予定である。今後の大阪IRのSNSの参考までに、MGMの既存施設のソーシャルメディア・プラットフォームやMGMのリーダーシップのソーシャルメディア・アカウントの発信もご参照いただきたい。 ・IR事業者は、情報発信や参加者の理解に資する工夫等について、大阪府市と連携している。
【評価基準23: 地域との良好な関係構築があること】 ・説明会やセミナー等で伝えた内容についてアーカイブをし、後日希望者がHPから閲覧できるなどの対応はしているか。	・2023年度においては、中核株主であるMGMが、関西地域の経済団体向けに、大阪IRの内容についての講演を実施し、大阪IRの計画や取組について広く説明をすることで、事業に対する理解促進を図ると共に機運醸成に努めた。
【評価基準23: 地域との良好な関係構築があること】 ・参加者数だけでなく、どのような意見があったか、理解が進んだのかなど、参加者の理解促進や意識変化を把握できるように工夫しているか。	・説明会やセミナーの内容については、当日参加できなかった方も閲覧できるよう、配付資料はもとより、職員からの説明や講師からの講演、質疑応答の要旨などを大阪府のホームページで公表している。また、説明会やセミナーにおいては、参加者へのアンケートを実施することにより、説明や講演内容への理解度はもとより、自由記述による意見等の聴取にも努めており、回次ごと・年度ごとの状況を把握できるよう工夫している。 (説明会) https://www.pref.osaka.lg.jp/o080010/irs-suishin/semina/ (ビジネスセミナー) https://www.pref.osaka.lg.jp/o080010/irs-suishin/business-seminar/

ヒアリングでの主な質疑・やりとりについて(10/12)

審査委員会からの質問・コメント等の内容	大阪府市/IR事業者からの回答
【評価基準25:カジノ施設の有害影響排除やギャンブル等依存症対策が確実かつ効果的に講じられるものであること】 ・ギャンブル等依存症実態調査の回収率を上げる方法について、今後の調査において検討頂きたい。	ギャンブル等依存症実態調査の回収率について ・本調査については信頼性が確保される標本設計が求められることから、厚生労働省調査と同じ、層化二段無作為抽出法を用いて実施している。 ・令和4年度調査の回収率は21.0%であったが、令和5年度調査では、設問数の精査や回答のしやすさなどを工夫した結果、回収率は36.8%と上昇した。 ・なお、令和6年度については、本実態調査に加え、WEBモニターを活用し新たな調査を行う予定。
【評価基準25:カジノ施設の有害影響排除やギャンブル等依存症対策が確実かつ効果的に講じられるものであること】 ・(仮称)大阪依存症センターについて、検討会議が3回行われ、8月開催予定の第4回で検討会議のまとめが予定されているところ、8月に同センターの組織や機能が明確になると考えてよいか。	(仮称)大阪依存症センターについて ・(仮称)大阪依存症センターに求められる機能のうち、「相談・医療・回復のワンストップ支援」機能と「普及啓発・情報発信」機能について、依存症当事者や家族の支援等に携わってきた方々の意見を踏まえる必要があることから、こうした方々を含む有識者で構成する検討会議を設置、8月6日に2機能についてのとりまとめを行うこととしている。 ・今後、取りまとめられた意見を踏まえつつ、残りの機能を含むセンター機能の具体化や組織体制、設置場所等について大阪府・市で検討を進め、IR開業までにセンターの開設を目指す。
【評価基準25:カジノ施設の有害影響排除やギャンブル等依存症対策が確実かつ効果的に講じられるものであること】 ・ギャンブル等依存の調査に関する質問の意図について補足したい。例えばギャンブル依存者が比較的少ない高齢者からの回答が多くなってしまうと実際の数値から乖離してしまうなど、調査に回答している層がどのような層によって結果や意味合いが変わってくると思う。回答者の層について、大阪の住民の社会層を反映できているか、ぜひ一度検討していただきたい。	・大阪府において、有識者に意見を聴きながら調査を進めているが、委員の意見を担当部局にも伝えながら継続的に進めていきたい。

ヒアリングでの主な質疑・やりとりについて(11/12)

審査委員会からの質問・コメント等の内容	大阪府市/IR事業者からの回答
【認定条件3:特定複合観光施設として長期的に安定した運営を確保するため、カジノ事業の収益を十分に非カジノ事業へ投資すること。また、特定の国籍等客層に偏ることなく、幅広い来訪者が訪れるような集客の実現に取り組むこと。】 ・現時点で非該当と思われるが、「継続的に非カジノ事業の施設やコンテンツの魅力を維持・向上」、「長期的に非カジノ事業の収益増加をめざす」といった計画の定性的な記述内容自体について、具体性には欠けるため、少なくとも将来的には、例えば計数によって、カジノ事業・非カジノ事業の収益や、非カジノ事業への投資額、既存計画からの改善等を示される必要があるのでは。	・現時点における再投資の想定は区域整備計画(評価基準24)でお示ししたとおりだが、将来的な投資額や配分は、将来時点の顧客のニーズやトレンド等を踏まえて決定していくものと考えている。 ・まずは区域整備計画に沿ってIR開業を着実に実現した上で、長期的には非カジノ事業の収益増加をめざし、ご指摘の点も踏まえて事業を進めていく。
【認定条件4:特定複合観光施設区域における地盤沈下については、継続的に沈下量計測などのモニタリングを実施するとともに、想定以上の沈下が進行した場合などの対応について十分検討しておくこと。液化化対策については、今後の対策工法等の詳細及び対策範囲の確定に当たって不十分なものとならないよう検討すること。土壌汚染については、仮に今後新たな事象が判明した場合に備えて対応策を幅広く検討しておくこと。】 ・液化化対策について、想定外のことが発生するということがあり得るということを前提に取り組んでいただきたい。	■ ■ ■ ■ ・なお、報告書(評価基準1及び認定条件4)にも記載のとおり、大阪市及びIR事業者においては、継続的に地盤沈下計測を実施しており、今後も継続していく予定であるところ、かかる対応によって沈下状況の把握と迅速な対応に繋げていくものと考えている。 ・地盤沈下への対応については、IR事業者において設計の中で進めているほか、大阪府・市それぞれの立場においては夢洲におけるまちづくりを進めており、地盤沈下について関係部局間で管理体制を連携して準備を進めている。
【認定条件5:地域との十分な双方向の対話の場を設け、地域との良好な関係構築に継続的に努めること。】 ・SNSの内容なども十分にチェックする態勢を整え、誤った情報や判断が流布しないような措置を講じることも重要である。また逆にSNSを活用して期待感を盛り上げていく戦略も構築する必要がある。	・大阪府市としては、IRの実現を進める自治体として、IRの政策的な意義や効果、懸念事項対策等の内容などについて、ホームページを通じて、IRに関する最新の情報をお伝えし、府民の方々の疑問、不安を解消することが重要と考えている。このため、大阪府市ではSNSやポスター、サイネージ等を活用して大阪IRに関する興味関心を喚起し、大阪府市のホームページの詳細な情報へと誘導し、大阪IRについての理解が深まるよう取り組んできた。 今後も、幅広くできるだけ多くの方に大阪IRに関する正しい情報をお伝えするため、様々な広報ツールも活用しながら、効果的・効率的な情報発信に努めていく。

ヒアリングでの主な質疑・やりとりについて(12/12)

審査委員会からの質問・コメント等の内容	大阪府市/IR事業者からの回答
【認定条件5: 地域との十分な双方向の対話の場を設け、地域との良好な関係構築に継続的に努めること。】 ・説明会やセミナー等で伝えた内容についてアーカイブをし、後日希望者がHPから閲覧できるなどの対応はしているか。	・説明会やセミナーの内容については、当日参加できなかった方も閲覧できるよう、配付資料はもとより、職員からの説明や講師からの講演、質疑応答の要旨などを大阪府のホームページで公表している。 (説明会): https://www.pref.osaka.lg.jp/o080010/irs-suishin/semina/ (ビジネスセミナー): https://www.pref.osaka.lg.jp/o080010/irs-suishin/business-seminar/
【認定条件5: 地域との十分な双方向の対話の場を設け、地域との良好な関係構築に継続的に努めること。】 ・参加者数だけでなく、どのような意見があったか、理解が進んだのかなど、参加者の理解促進や意識変化を把握できるように工夫しているか。	・説明会やセミナーにおいては、参加者へのアンケートを実施することにより、説明や講演内容への理解度はもとより、自由記述による意見等の聴取にも努めており、回次ごと・年度ごとの状況を把握できるよう工夫している。
【認定条件5: 地域との十分な双方向の対話の場を設け、地域との良好な関係構築に継続的に努めること。】 ・「認定設置運営事業者等が実施した取組」において、「経済団体への講演を実施」と記載があるが、どなたがどのような講演を行ったのか等を確認したい。	・2023年度においては、中核株主である日本MGM代表執行役員のエドワード・バウワーズが、関西地域の経済団体向けに、大阪IRの内容についての講演を実施しており、次の①～⑧について取り上げた。 ①中核株主について ②大阪IRのビジョン ③大阪IRの立地 ④大阪IRの概要 ⑤経済効果、地域経済への貢献、サステナブル・インクルーシブなアプローチ ⑥大阪IRの取組み(観光、MICE、人材育成、コミュニティエンゲージメント) ⑦開業準備活動等 ⑧レスポンシブル・ゲーミング
【認定条件5: 地域との十分な双方向の対話の場を設け、地域との良好な関係構築に継続的に努めること。】 ・SNSで広まった誤った情報を収集して分析できる体制は整っているか。	・報道・SNS等で発信されている情報は逐次確認しており、誤情報が確認された場合は、会見や報道対応など大阪府市として情報の発信等ができる場面を活用して修正するように努力している。
【認定条件7: 前各項に掲げるもののほか、魅力増進施設を始めとする各施設のコンテンツ等について日本らしさを求める意見など、認定審査における特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見を十分に踏まえ、必要な充実を図りつつ区域整備計画の着実な実施及び適時必要な見直しを行うこと】 ・訪日外国人客が求める「日本らしさ」は長期的には刻々と変わっていくものと思われる。そうした訪日外国人客のニーズの変化をとらえて柔軟に施設を改めていくレジリエンスを事前に計画しておくことが必要では。	・2023年度は設計を進めるフェーズ(設計段階)だったが、施設計画にあたってはコンテンツ作成や送客業務等を通じて訪日外国人客等のニーズの変化を直接感じとることができる立場にあるコンサルタント等と連携する中で、来訪者体験について検討し、施設の動線計画等に反映した。 ・来訪者体験を提供する機能の一例として、送客施設のショーケース機能は、音響や映像等の活用を想定しているが、訪日外国人客のニーズに合わせてコンテンツの調整が可能であり、柔軟な施設運営が可能と考えている。